

令和6年度

由良町保育施設等利用のご案内

(1) 令和6年4月入所(園)申込受付期間

令和5年10月6日(金)～令和5年10月26日(木)

(2) 申込受付場所

由良町役場内 教育委員会 午前8時30分～午後5時15分

(土・日・祝日を除く)

ゆらこども園

午前9時～午後4時まで

(日曜日・祝日を除く)

(3) 募集定員(予定)

0歳児 6名

1歳児 12名

2歳児 24名

3歳児 40名(うち短時間児5名)

4歳児 40名(うち短時間児5名)

5歳児 43名(うち短時間児5名)

※年齢表(新)

0歳児 令和 5年4月2日生～令和 5年10月1日生

1歳児 令和 4年4月2日生～令和 5年 4月1日生

2歳児 令和 3年4月2日生～令和 4年 4月1日生

3歳児 令和 2年4月2日生～令和 3年 4月1日生

4歳児 平成31年4月2日生～令和 2年 4月1日生

5歳児 平成30年4月2日生～平成31年 4月1日生

※申込関係書類が不足している場合は、受付できませんのでご注意ください。

<お問い合わせ>

由良町役場 教育委員会教育課

〒649-1111

由良町里1220-1

TEL 0738-65-1800

1. 子ども・子育て支援新制度

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートしました。
新制度では、児童は下記の3つの区分で認定を受ける必要があります。

2. 認定区分について

保育所・認定こども園を利用する場合、保護者の就労状況や希望に応じ、「教育標準時間認定」、「満3歳以上・保育認定」、「満3歳未満・保育認定」の3つに区分されます。

さらに、保育認定を受ける場合は、就労時間や認定要件により、「保育標準時間」、「保育短時間」に分かれます。

◆ 1号認定（教育標準時間認定）

3歳以上の就学前の児童で、保育の必要性がなく教育を希望される場合
利用できる主な施設：幼稚園、認定こども園（短時間）

◆ 2号認定（満3歳以上・保育認定）

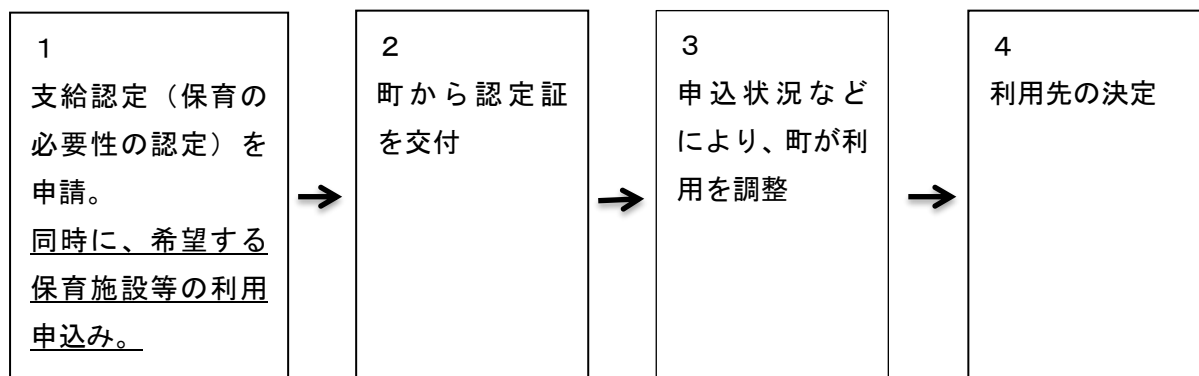
3歳以上で保護者の就労や疾病などにより保育を必要とする児童
・満3歳以上保育標準時間（最長11時間）
・満3歳以上保育短時間（最長8時間）
利用できる主な施設：保育所、認定こども園（保育標準時間・保育短時間）

◆ 3号認定（満3歳未満・保育認定）

3歳未満で保護者の就労や疾病などにより保育を必要とする児童
・満3歳未満保育標準時間（最長11時間）
・満3歳未満保育短時間（最長8時間）
利用できる主な施設：保育所、認定こども園（保育標準時間・保育短時間）

3. 利用手続きの流れ

保育所、認定こども園の利用を希望する場合



4. 保育を必要とする事由について

2号認定、3号認定を受けるためには、次の保育を必要とする事由のいずれかに該当する必要があります。

- (1) 就労（就労時間が1か月あたり48時間以上）
- (2) 妊娠・出産
- (3) 保護者の疾病、障害
- (4) 同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- (5) 災害復旧
- (6) 求職活動（起業の準備を含む）
- (7) 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- (8) 虐待やDVのおそれがあること
- (9) 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- (10) その他、上記に類する状態として町が認める場合

5. 支給認定の有効期間

| 保育を必要とする事由 | 認定の有効期間 |
|--|---|
| 就労 保護者の疾病、障害 同居親族の介護・看護 災害復旧 児童虐待・DV | 当該児童が小学校へ就学するまで（2号認定） 当該児童が満3歳に到達する日まで（3号認定） |
| 妊娠・出産 | 出産前：出産予定日を基準に前8週間 出産後：出産日を基準に後8週間 ※ |
| 求職活動 | 有効期間の開始日から90日を経過する日の月末まで |
| 就学 | 保護者の卒業予定日の月末まで |
| その他 | 町長が必要と認める期間 |

※出産日（出産予定日）から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までの期間が該当します。

6. 保育所等申込みに必要な書類

- (1) 施設型給付費等支給認定申請書兼保育所・認定こども園入所（園）申込書
- (2) 家族状況
- (3) 保育を必要とする証明書類

※ 父親・母親・祖母（60歳未満）が同居の場合、それぞれの証明書が

必要になります。

〔就労証明書が必要な場合〕

- ①会社勤務の方は、事業主の証明書
- ②内職の方は、受注先の事業主の証明書
- ③自営業等の方は、民生児童委員の証明

※就労証明書は、由良町の様式または事業所の様式（勤務時間等必要事項がわかるもの）で作成してください。

〔求職活動状況申立書が必要な場合〕

求職活動を行っている証明として公共職業安定所（ハローワーク）において登録している証明（受付票のコピーなど）を添付してください。入所決定の際、入所承諾期間を90日とさせていただきます。

保育所等入所後、勤務先が決定次第、就労証明書を提出してください。

〔病状等証明書が必要な場合〕

- ①出産 母子手帳（出産予定日が明記されているページ）等のコピーを添付してください。

※入所承諾期間は産前と産後8週間ずつとさせていただきます。

- ②疾病、障害 証明（医師による、治療期間を明記したもの）

〔看護証明書が必要な場合〕

看護を受ける方の病状証明（医師による、治療期間を明記したもの）

看護事実に対する民生児童委員の確認

〔その他の場合〕

事情を明記した書類及び民生児童委員の確認

(4) 確約書

7. 利用者負担額（保育料）について

利用者負担額（保育料）の額については、別添保育所・認定こども園利用者負担額表をご覧ください。

利用者負担額（保育料）は、お子様の認定区分（1号、2号、3号）、保育の必要量（保育標準時間、保育短時間）及び世帯の町民税額の課税状況により算定します。

令和6年4月から8月までの保育料は、令和5年度の町民税を基に算定し、令和6年9月から令和7年3月は令和6年度の町民税を基に算定します。

保護者（父・母）の収入や扶養等の状況により、同居の祖父母等（扶養義務者

で家計の主宰者である場合に限ります。)の町民税額も合算して保育料を算定する場合もあります。

保育料の引落日は、毎月27日(当該日が休日の場合は、翌営業日)に登録口座から引き落とされます。(ただし、3月のみ25日に引き落とされます。)

8. 延長保育、預かり保育について(ゆらこども園利用の方)

○延長保育

保育標準時間で認定された方は、保護者の就労時間に対し、下記のとおり延長保育が利用できます。(認定後、別途申請書の提出が必要です。)

| | 時間帯(休園日を除く) | 料金(1日につき) |
|----|--------------|-------------------------------|
| 送り | 午前7時15分~午前8時 | 無料 |
| 迎え | 午後4時~午後6時15分 | 無料 |
| | 午後6時15分~午後7時 | 200円 (11日以上利用の場合 月額2,000円) |

○預かり保育

教育標準時間で認定された方は、やむ負えない事情により一時的に保育の延長が必要な場合、下記のとおり午後4時までの預かり保育が利用できます。(利用をご希望の方は、認定後、別途申請書の提出が必要です。)

| | 時間帯 (月~金:休園日を除く) | 料金(1日につき) |
|----|---------------------|-----------|
| 迎え | 午後2時~午後4時 | 300円 |

9. 通園バスの利用について(ゆらこども園利用の方)

通園バスは、3歳児クラス以上の児童が利用できます。

(利用をご希望の方は、認定後、別途申請書の提出が必要です。)

| | 月額使用料 |
|-----|--------|
| 登園時 | 1,000円 |
| 降園時 | 1,000円 |